

日本による法整備支援を通じて明らかとなったラオス法制度の課題 － ラオス民法典作成支援の内容と土地法制を中心に －

大川謙蔵

Some Issues of Lao Legal System and Land Law Structure to be Considered in the Future by Japanese Legal Technical Assistance on Drafting the Lao Civil Code

Kenzo OKAWA

1 日本による法整備支援の状況とその意義

1. 1 日本による法整備支援の概要

日本による法整備支援は、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、ICD）や国際協力機構（以下、JICA）が主導をし、アジア諸国を中心に基本法令の起草・改正、司法制度の整備、法曹人材の育成を目的として行われている¹。支援活動は、対象国からの要請を受け、その国の法の支配の確立、良い統治（グッド・ガバナンス）や市場経済化の発展を目指すものであり、活動内容について日本の主張を一方向的に押し付けるような形をとらずに、支援対象国の主体性および自主性を尊重して、支援対象国の実情について調査を行いながら、各国の自助努力についての支援という形でなされている²。支援の実例として、例えば、社会主義国家における中央統制型計画経済政策が市場経済へと展開される場合に、これまでの法制度では対応できない問題等に対処するためには、国内の状況に適した法制度が必要とされる。このような状況に際して、要請を受けた上での支援が行われることとなる。それゆえ、具体的な支援内容は、各国の要請状況によって異なるものの、上述の目的に従って中長期的な視野に立った支援がなされている。これらの活動の費用は、政府開発援助（以下、ODA）によりなされており、その基本方針として各機関との連携を採りながら、オールジャパンにより支援体制を強化していくとされている³。

¹ ICDによる法整備支援の概要及び各国の支援内容等については、ICDのHP、http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html（2020年2月閲覧）、及び、そこでの各国の資料等を参照。JICAによる法整備支援の全体像及び支援内容等については、JICAのポータルサイト、<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/82defb180cfaf65d49257bc5002cef9f?OpenDocument>（2020年2月閲覧）を参照。

² 前掲注（1）、JICA「法整備支援に関するプロジェクト研究・「法の支配」の実現を目指して－JICAの法整備支援の特色－」（2009）を参照。

³ ODAにおける法制度整備支援に関する基本方針として、外務省HP「国際協力・政府開発援助

支援対象国として、アジアに対しては、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、中国、東ティモール、中央アジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、バングラディシュがあげられる。これらの国家は、ICDとJICAの双方が担当しているものもあれば、単独で行っているものもある。ODA基本方針では、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラディシュの8カ国を中心として支援を行うとされている。

本稿にも関連する民法典に関する支援に限ると、ベトナム・カンボジア・ネパールが日本の支援を受けたうえで民法典の起草や内容の検討を行っている。これらの民法典に続き、ラオスの民法典も日本の支援を受けて成立することとなった（後述2.2参照）。

1.2 本稿の目的およびその構成

本稿では、日本の行う法整備支援の中でも、とりわけラオスにおける民法典に関する支援を取り上げる。民法典といっても後述のように範囲は広いため、今回はその中でも土地法制の状況を確認し、日本との考え方の違いを把握し、その法令上の問題点・疑問点を指摘し今後のラオスの法状況の展開を想定するものである。その結果としてではあるが、ラオスにおける土地の状況を把握することで、今後の日本でも増加するであろうラオス人の生活状況等を知ることの一助になるともいえるよう。これらの内容を扱うにつき、ラオスの現行法、そして、2018年12月6日にラオス議会を通過した民法典草案⁴の内容について取り上げ、さらに、支援に関連して筆者らがこれまでラオスにおいて実施した現地調査の内容を共に扱いながら、検討を行っていく⁵。

2 ラオスの国情および法整備支援の状況

2.1 ラオス人民民主共和国

ラオスは、ランサーン王朝に始まる王政時代（1353年～）があり、その後、1899年に仏領インドシナ連邦へ編入され、日本による占領時代を経つつ、1949年にフランス連合の枠内で独

助ホームページ」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html（2020年2月閲覧）を参照。

⁴ ここで、議会を通過した民法典草案の状況について説明を加えると、法案の一般的な流れとして、その法律が公布及び施行されることになる。しかし、現状で公布される日程は不明である。その理由として、社会主義国家であるラオスでは、議会を通過した法案がそのまま施行へと至るとは限らないという点である。民法典草案はこれまでにない概念や制度をいくつか導入していることから、ラオス政府内でまだ細かな条文について問題視がなされており、すぐに公布すべきではなく、表現や文言の調整だけに限らず一定の内容修正を加えるべきであるとの議論がなされている。このように、議会通過後に法案の内容が修正されるということは、日本からすると多少驚く結果ではあるが、国情から把握されるべき問題であるともいえる。

⁵ 筆者はこのラオスの民法典作成に関するアドバイザー・グループの一員として、ラオスへの法整備支援活動に関与をしている。そこで得られた知見やICD及びJICAとの協力の下でなされた調査の内容に基づいて、ここで記載を行っている。

立し、最終的に 1953 年 10 月 22 日のラ仏条約により完全に独立を果たす。その後、内戦を経て、1975 年 12 月に現在の社会主義国家としてのラオス人民民主共和国が成立した。ラオスは、首都のビエンチャン市および 17 県（北部 8 県、中部 5 県、南部 4 県）から構成されている。国土面積が約 24 万 km²、人口は約 660 万人、人口密度は 19 人/km²、約 50 民族⁶が存在し、ラオス人民革命党による一党独裁の社会主義国家である⁷。社会主義国家ではあるものの、1986 年の第 4 回人民革命党大会で「新思想」（チンタナカーン・マイ）が採択され、市場経済化を進めている。ラオスの公用語であるラオ語はタイ語と共通点が多く、タイ語を話す人とラオ語を話す人との間での日常的な意思の疎通には大きな問題がない。

ラオス経済は非常に発展状況にあり、例えば、名目 GDP（US ドル）では、2016 年に約 159 億 2000 万ドル、2017 年に約 170 億 7000 万ドル、2018 年に約 181 億 2000 万ドルとなり、一人当たり名目 GDP も 2016 年約 2325 ドル、2017 年約 2455 ドル、2018 年約 2566 ドルであり、経済の発展も見て取れる⁸。また、1997 年に ASEAN 加盟、2013 年に WTO 正式加盟を実現している。そのために、銀行制度、税制改革、経済構造の変更などにも着手し、さらに取引に関連する法律の制定および調整に日々取り組んでいる。その一環として、例えば、民法典の作成などの分野について、日本が様々な支援を行っている。

2. 2 ラオスの法状況および法整備支援の状況

現行法の形式的な特徴として、民法典といったような法典は存在しておらず、単行法として、個別の法律が規定されている⁹。これらの法律については、世界銀行、国連開発計画、スウェーデン国際開発協力庁、アジア開発銀行、ドイツ国際協力公社などの支援により制定されている¹⁰。そこでは、財産法、契約法、契約外債務法（2008 年より契約法と共に契約内外債務法として統合）、親族法、相続法といったように単行法が規定されていた。これらの支援では、ラオスの経済社会の実情を考慮せずに、モデル法の一方的な押し付けが行われ、また、個別法を乱立させたために、各法律間の整合性がとれていない部分が生じることもあった。その中で、日本に対する支援の期待が上がったとされる¹¹。

2003 年から 2008 年にかけては、民法および商法の教科書作成支援が行われ、カウンターパートとしては、現在では司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院およびラオス国立大学であ

⁶ 外務省 HP「ラオス人民民主共和国基礎データ」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/>（2020 年 2 月閲覧）によれば、49 民族があるとされる。

⁷ ラオス憲法 3 条「多民族からなる国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党を主軸とする政治制度の機能を通して行使され、保障される。」。外務省 HP・前掲注（6）も参照。

⁸ International Monetary Fund (IMF), *World Economic Outlook Database, October 2019*. <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28>（2020 年 2 月閲覧）。

⁹ 刑法自体は、1990 年に成立しており、刑法典としては 2017 年に議会を通過し 2018 年より施行されている。

¹⁰ 金子由芳『ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点』1 頁（国際協力事業団国際協力総合研修所、2001）。

¹¹ 金子・前掲注（10）5 頁。

る。2010年より、JICAの法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）が開始され、そこで民法典の起草支援が開始された。この民法典草案は、現行法および慣習を尊重する形で起草されており、起草の流れとしては、ラオス側が民法典草案を作成し、日本側が質問を受け付け、疑義を提示し、法情報を提供するという形でなされている。草案を作成する際に、ラオス側は、フランス法、ドイツ法、英米法といった西洋法だけでなく、日本、ベトナム、タイ、カンボジアといったようなアジア各国の法律も参照しながら作成がなされている。特に、隣国でもあり同じ社会主義国でもあるベトナムとの関係およびその影響は大きいものがあるといえる¹²。また、法律を具体的に適用した結果でもある判例について、判例集を作成するという支援も議論となったが、ラオス側が判例公開の意義をまだ十分に認識できず¹³、また、かつてUNDPなどの支援により判例集の公刊も試みられたが、定期的・継続的に行われるような形では制度化されなかった。ただし、裁判所に赴いての閲覧は可能である¹⁴。

その後、2018年12月に民法典草案がラオス議会を通過し、現在はその民法典草案の公布を行うための手続きや細かな議論が継続している状況である。施行日は、公布から1年以内となっている（民法典草案630条）。

2.3 国会通過後の民法典草案

民法典草案は、第1編：総則、第2編：人及び法人、第3編：家族、第4編：物、所有権及び物に対するその他の権利、第5編：契約内債務、第6編：契約外債務、第7編：担保、第8編：相続、第9編：最終条項という構成となっている。

条文の多くは、現行法の内容を原則として採用し、その内容を各編へと割り振っている。さらに、民法典で新たに取り入れられた制度や、変更された制度も存在している。新たな制度や概念は、ラオス側起草メンバーが各国の制度を参照して民法典草案を作成している。日本側は、その内容について質問をし、矛盾点があれば指摘を行うなどの形での支援がなされた¹⁵。

¹² 実際に、2018年2月26日には、ベトナムとラオスとで「ラオス民法典ローフォーラム」がビエンチャンで開催されており、日本側もそこに参加している（筆者も参加）。

¹³ 小宮由美「各国法整備支援の状況・ラオス」ICD NEWS16号13頁（2004）。

¹⁴ 松尾弘・大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」ICD HP「ラオス・調査研究報告」（2015）注34参照。

¹⁵ 新たに取り入れられる概念や制度としては次のようなものがある。第一に、これまでの法体系では存在していなかった法律行為概念を導入することである。これは、隣国タイ（タイ民商法典149条以下）に存在しており、それをいくつか参照しており用語もタイと同じものとされる。第二に、時効について、これまで訴権時効とされていたものを、取得時効・消滅時効の形へと変更を行う。第三に、これまで存在しなかった、代理に関する規定を導入予定である。第四に、婚約及び婚約申込みなど、慣習法を基とする制度も規律予定である（ただし、これらは、現行法でも形としては存在する）。第五に、人的担保と物的担保は共通して規定される予定である。第六に、人格権規定を導入する。具体的には、「第2編：人」の部分に置かれ、人格権（48条）と人格権の保護（49条）の2か条を置く予定である。なお、法典の体系として「債権総論」に関する部分が存在せず、必要に応じて各編に関連規定が置かれている状態である。

3 ラオスにおける土地に関する法制度

3.1 土地に関する規律

民法典草案がまだ公布および施行がなされていないことから、土地関係を規律する法律としては、1990年財産法、1990年契約法（2008年に契約内外債務法に改編）、1994年担保取引法（2005年改正）、1997年土地法（2003年、2019年6月改正¹⁶）、2008年土地に関する法律行為の登記規則、2011年契約執行担保法の実施に関する首相令などが重要となる。この担保取引法およびその首相令は、International Finance Center (IFC) の起草支援により成立している。土地法は、United States Agency for International Development (USAID)、Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ、現 Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit : GIZ)、Australian Agency for International Development (AUSAID) の協力により成立している。民法典草案も原則としてこれらの内容を受け継いでいる。以下で土地法制を確認する際には、この民法典草案についても指摘を行う。

3.2 土地所有権の内容

ラオス憲法では、「国家は、法に基づき、個人、法人、及び組織の所有権（占有権、使用权、収益権、処分権）、並びに相続権を保護する。土地、鉱床、水域、空域、森林、水生動物、野生動物、その他の天然資源については、国家共同体の所有に属し、国家が法律に従い代理として全国統一的にそれを庇護する。」（2015年ラオス憲法17条1項¹⁷）とされ、土地は国家が所有する。同趣旨のものが、財産法4条4項および2019年土地法3条にも規定されている。その結果、個々の国民（私人）がもちうるのは、国家によって認められた土地の「使用权」といわれ、財産法4条・1997年土地法では、土地の売買が禁止されていた。しかし、2003年の土地法以降、土地使用权の売買が可能となった（2003年土地法53条・57条、2019年土地法134条・138条）。これとの関係で、所有権の形態には、国家所有権、集団所有権、自営所有権、民間所有権の4つに分類される（民法典草案261条）。国家所有権とは、国家機関により国有物を所有することである（民法典草案262条）。集団所有権とは、協同組合や集団組織による生産手段の共同所有を意味している（民法典草案268条）。具体的には会社が想定されている。自営所有権とは、生産手段の個人所有を意味している（民法典草案272条）。規模は小規模のものを想定しているとされる。民間所有権とは、生産手段の個人所有のうち、国家とは関連しない中規模な所有を意味しているとされる（民法典草案274条）。現行法ではこれに加え、個人所有権の規定がある（財産法2条）。民間所有権の中に、個人所有権が含まれるという形に改正がなされた。自営所有権は規模の小さな所有形態、民間所有権は自営所有権よりも規模の大きなものを対象とする概念と説明される。ただし、この二つの区別は実際のところ明確にさ

¹⁶ 2019年土地法は、2019年6月に議会を通過したが、公布日及び施行日は未定である。

¹⁷ 2015年ラオス憲法に関しては、川村仁「2015年ラオス憲法改正の要点」ICD NEWS68号49頁以下（2016）参照。

れてはいない状況である。

これらの土地使用者は、土地を保護する権利、使用する権利、用益に関する権利、譲渡する権利、承継・相続する権利を有する（2019年土地法134条）。なお、財産法4条は改正等がなされておらず、その規定が残されたままではある。これは、新たな法律によりそれと矛盾する法令内容が破棄されたものと考えることができといえる。ただし、この点は不明確なままである。このような改正により、ラオスの法実務および一般市民の意識としては、土地に対する私人の「所有権」が成立するという観念が普及し、土地に関して所有しているという観念を持っている者も多いとされる¹⁸。

これらの内容を受けて、民法典草案においても、土地は、国家所有権に属するとされ（民法典草案263条、所有権者は、占有権、使用权、収益権（果実取得権）、処分権を有するとされる（民法典草案250条）。なお、 Condominium等に関する所有権や登記に関する規定は、民法典草案にはなく、2019年土地法の改正により、そこに初めて明文として取り入れられた。

外国人およびそれに関連する法人（以下、外国人等）の土地所有について、日本では特にそれに関する制限はないが、ラオスではいくつかの規定がある。第一に、外国人等は、 Condominium等に関する使用权を取得できる。すなわち、ラオス国民から土地を賃貸するか土地の利権を受けることができる。その場合には、土地が所在する県レベルの天然資源環境課の勧告を受けた上で、県レベルの行政による事前許可が必要となる。この場合の最長期間は30年である（2019年土地法117条）。国家から土地使用权を、50年を上限としてではあるが、購入することも可能である（同法123条）。第二に、外国人等も、政府からのリースもしくは土地のコンセッションの取得、または政府が規定する土地使用权の購入により土地使用权を取得することができる（同法132条）。第三に、外国人等も、 Condominium等のユニットを購入した場合には、その土地の持ち分権は有さずに、ユニット内に限りその権限を取得できる（同法133条）。これらすべての場合において、もちろん登記が必要とされる。

3. 3 土地と建物との関係

土地と建物の関係、建物の独立不動産ととらえるか、一体不動産ととらえるかは、ラオス法では明確でない。少なくとも、法律等において明文は存在しない。それゆえ、例えば、建物が建てられている土地を担保とする場合、その建物をどのような取り扱いをするのかが不明である。この問題に関連し、筆者は他の協力者と共に、2019年8月と11月に、ラオスの首都ビエンチャン、ルアンパバーン、パクセーで現地調査を行った。この調査では、建物の取り扱い方について、各地方での実務での取り扱い方が異なるということが確認できた。一部の地域では、そのような場合の建物についても登記簿の裏面に記載をするが、それに担保の効力が及ぶかは各地方や取引により異なっているようである。これを「法的に」どのように規律していくかは今後の課題になるといえる。

¹⁸ 松尾、大川・前掲注(14)16頁参照。

3. 4 土地所有権の登記とその移転

土地取引は、個人、法人および組織の活動および土地所有権の変更をいい、土地所有権の売買、担保設定、土地所有権の交換、土地の資本化がこれに含まれるとされる（2019年土地法111条）。土地の内容、土地所有権、譲渡等に関しては登記されることになる。この登録には、土地台帳登記、土地権利書発行登記、土地所有権活動登記、および土地所有権変更登記が存在する（同法92条）。

土地台帳登記とは、土地に関する活動状況、使用目的の変更を追跡調査し、権利証発行や土地に関する税などを払う基礎的情報のためになされる登記である。これは、天然資源環境省の機関と村の行政機関との共同でなされる（同法93条）。土地権利証発行登記とは、個人や法人などの土地所有権の内容を証明するためになされる登記である（同法94条）。土地所有権活動登記とは、土地所有権の賃貸や担保設定、または土地に定着する資産の賃貸・担保設定・売却などの利用について記録し証明するものである（同法104条）。土地所有権変更登記とは、土地所有権の相続・売買などで、土地所有権の移転がなされるような場合に、その移転を記録し証明するものである（同法105条）。

土地取引に関連し、土地の所有権は原則として、その引渡しまたは受領した時から移転する。契約によって定めたときは、それによる。登記が必要な財産については、登記がなされた（完了した）時から移転する（財産法28条、民法典草案292条）。

3. 5 用益物権（地役権・地上権）

ラオスは、フランスの植民地であったことから、法制度上もフランスの影響が強く、それゆえドイツ法に由来する物権と債権の概念も存在していない。それゆえ、現行法上も「用益物権」という形での規定はなく、相隣関係に関連する規定が存在するのみである（財産法46条～54条、民法典草案320条から332条）。しかし、民法典草案では、新たに地役権（*Servitudes*）と地上権（*Superficies*）の二つの「用益物権的」制度が導入される。

地役権（民法典草案339条以下）は、その土地について、自然の状態・法律・契約等によって、自分の土地に利益を付加するために他人の土地を利用できるようにする制度である。登記することによって、地役権者はその権利を行使することができるようになる（民法典草案341条）。なお、ここで地役権および地役権者という用語を使っているが、ラオス語としては多少ニュアンスが異なる。ラオス語では「タートサパープ」と表現され、「奴隷」を意味する「タート」と「状態・状況」を意味する「サパープ」を組み合わせたもので、「応じなければならない状況」を意味し、「権利」を意味するものではないとされる¹⁹。言語としても、条文上では地役権を権利としてではなく「状態」として表現されている。

¹⁹ 入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NWES80号85頁（2019）、及びそこでの説明も参照。

地上権（民法典草案 350 条以下）は、契約等により、その使用权の範囲内で、ある者がその土地に自らの所有物たる何らかのものを建築し、樹木を育て、またはそれ以外のものを通じて利益を得るために、他人の土地を使用する権利である。地上権も登記した時よりその権限を行使することが認められる（民法典草案 352 条）。地上権と類似する制度である賃借権については、現行法でも存在しており（契約内外債務法 60 条以下、民法典草案 434 条以下）、一般的には賃貸借契約は短期間の使用・利用関係を目的としているとされる²⁰。それに対し、新たに導入される地上権は、登記を必要としており、契約でその期間を自由に設定でき、また期間を定めていない場合には、使用目的に応じて 20 年から 30 年で終了することとされている（民法典草案 359 条）。これら以外にも、政府から委託を受けた国家機関または国家企業が法人との間で締結するコンセッション契約（民法典草案 439 条以下）がある。これは、国家の土地などを利用し、投資事業等などのために行われるものである。これらの制度の間で、地上権は、将来的に想定される高速道路や地下鉄の設営について、上空や地下の一部に地上権を設定することや、土地使用权を取得するまでもないが、一定期間、確定的に土地の全部または一部を利用したい想定する者にとって、そのニーズがあると考えられている²¹。

3. 6 土地と担保との関係

担保には、法律に基づく担保（先取特権）と契約に基づく担保がある（2005 年担保取引法 3 条、民法典草案 511 条）。土地との関係で重要となるのは後者のため、以下ではそれを扱う²²。

契約に基づく担保とは、債権者および債務者間の債務の弁済を保証する合意、または債務者が債務を弁済できなければ債務者に代わってある者もしくは法人が債務の弁済を行う合意のことである（2005 年担保取引法 5 条、民法典草案 520 条）。契約による担保には、いわゆる質と抵当が存在する²³。

ただし、現行法下で、質に関しては動産にしか認められていないが、民法典草案では、土地についても質が設定できることとなった（民法典草案 527 条）。抵当については、動産・不動産共に認められている。譲渡担保自体の規定はないものの、「書類による質」という用語のもとで類似するものの設定が認められている。これは、債務者が動産所有権の証明書類を債務者に

²⁰ この点に関し、日本法のように賃貸借契約について、その上限期間が設けられているわけではない。それゆえ、長期間の契約期間の設定も可能である。ただし、借地借家法のような法律もない。売買が賃貸借を破ることを防ぐという点は、条文において対応されている（契約内外債務法 63 条、民法典草案 437 条）。

²¹ 入江・前掲注(19)85 頁。

²² 法律に基づく担保とは、法律に規定のある債務または他の義務の履行を保証するものである。例えば、労働法に基づく労働賃金、月給または他の利益の支払い、税の支払い、及び債務以外の国家の利益に基づく他の利益、または国家と個人または他の組織間の契約から生じる他の利益を保証するための支払いについて、契約に基づく担保よりも先だってその履行の確保が認められている（2005 年担保取引法 7 条、民法典草案 512 条・519 条）。

²³ 質と抵当について、ここではその機能に基づいて分類・表現を行っており、ラオス語にこれに対応する用語が民法典草案で作成されるまではなかったことを断っておく。

引き渡すことで設定される。(2005年担保取引法 15条)。この場合、事前に所有権者の同意を得ることが必要である(2005年担保取引法 20条)。不動産抵当については、その所有権証明書を債権者や委任を受けた者の占有下に置く必要がある。この制度のため、一つの不動産を複数の債務の担保として設定することは認められているものの(契約執行担保法の実施に関する首相令(以下、首相令) 50条)、実質的に二番目以降の抵当権の設定ができない状態となっている。聞き取り調査によると、実際に二番目の抵当権を設定する方法としては、いったん一番抵当権者からその書類等をいったん返還してもらい、二番抵当を設定する際にそれを使うということがありうるということである。しかし、一番抵当権者が書類を返還することはほとんどあり得ない。なお、二重の抵当権を設定する場合には、先順位担保権者に通知することが必要であり、さらに、この不動産の価額が債務の価額より多い場合にのみ設定できる。なお、別段の合意があれば上限については排除することができる(首相令 50条、民法典草案 524条²⁴)。このような二重の担保権設定は規定上可能であることから、二重の設定がなされた場合には、先に不動産担保登記した債権者が他の債権者より弁済を受け取る優先権を有するとの規定がある。そして、債権者が複数存在し全員が登記していない場合は、順番に従って先に債権を取得した者が他の債権者より優先権を有するとされている(首相令 51条)。これらの規定は、3. 1で述べた通り IFC の支援により制定されたものであり、これまでの書類引き渡しという実務を改め、資金・資産の流動性を高めるために導入されたものといえるが、実務の変更まで至らなかった事案とも理解できる。この二重の担保設定については、現在でも法改正を含めた議論が継続している。

なお、現在のラオスにおいて、不動産取引で問題となっているのは、不動産の架空譲渡の事例である。具体的には、借金のために不動産に担保を設定するところ、土地を売買の形で譲渡してしまい、最終的に取り上げられてしまうというものである。土地を売却するには、公証や村長の認証等が必要となるので、ここで消費貸借契約であると判断されれば防ぐことが可能ではあるが、必ずしもその実態を判断できるとは限らない。

4 ラオスの土地に関する法制度、法実務等の課題の整理

これまで見てきたように、民法典草案や新土地法では、現行法の制度を基本的には維持している。そのうえで、経済発展に対応するために、担保の二重設定に関する議論や用益物権制度の導入など土地の使用に関する新たな制度を導入し、社会の変化にも対応することを予定している。以下では、これらの法制度や法実務から見えてくる問題をいくつか確認し、支援の実情、将来の課題等を把握する。

4. 1 所有権の分類

第一に、所有権の分類が不明確であるといえる。民法典草案において、国家所有権、集団所

²⁴ なお、議会通過後の条文修正により、524条から523条へと変更される予定である。

有権、自営所有権、民間所有権の4つに再分類されてはいるものの、聞き取り調査の結果としても、実際のところこれらが明確に区別されて実務が運用されている状況にはない。本稿の直接の対象とはしてこなかったが、参考になるものとして、同じ社会主義国であるベトナムの状況が挙げられる。すなわち、ベトナム所有権の形態について、その1995年民法典では全人民所有、私人所有、共有、政治組織所有、政治社会組織に属する所有、社会組織と社会・職業組織に属する所有および混合所有という分類がなされていた。ベトナム2005年民法典の起草支援において、日本側は私人所有と共同所有の二つにするべきとの意見であったようだが、全人民所有が国家所有に、混合所有と共有とが合併され6種類になるにとどまった²⁵。その後、ベトナム2015年民法典では、全人民所有、単独所有、共同所有の三つに整理がなされている²⁶。この点に関し、「市場経済法としての民法における所有権は、権利主体が他者に妨げられることなく自由に使用、収益、処分できる権利であることに意味があり、権利主体が誰かによって所有権そのものの内容が変わるわけではない。・・・所有権の目的物の使用・収益・処分の仕方・方法が異なるだけである。現行法が・・・異なった所有形態を認めているのは・・・政治的な事情によるのであって、商品交換法としての民法にとってはこのような所有形態は法律上の意味をもたない。・・・民法においては、取引の対象としての財貨という観点から所有権を規定することが必要であり、かつそれで十分である。」²⁷との指摘がある。このような指摘に基づき、ベトナムが所有の分類を整理したことは、ラオスの将来の法改正などにとっても大きな意義を有するといえる。

4. 2 土地と建物の関係

建物のある土地に担保を設定する場合に、実務としては、登記簿の裏にそのような記載をするという方法も取られていることが確認できた。しかし、この建物と土地との関係について一体不動産と考えるか否かが不明確なことから大きな問題が残る。第一に、土地に担保を設定するときに、建物までその範囲が及ぶのか否かの問題が生じる。第二に、地上権が設定され、その上に建物が建築された場合、土地と建物は所有者が別と考えられることにもなりうる。さらに、他人の土地に無権原で建物を建てた場合、両者を一体と考えるかどうかで、その建物の処理の仕方も異なることとなる。すなわち、一体不動産であれば単なる付合の問題となりえ、独立不動産と考えれば、土地所有者による妨害排除請求などが問題となる²⁸。また、担保設定し

²⁵ ホアン・テェ・リエン ベトナム司法省次官基調講演「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」ICD NEWS 27号13頁(2006)。

²⁶ 松本剛「2015年ベトナム民法典の概要」ICD NEWS67号25頁以下(2016)。

²⁷ JICA法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)民法共同研究会「2015年ベトナム民法改正ドラフトに対するJICA民法共同研究会見解」(2015)、JICA HP「参考資料・JICA作成資料」<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html> (2020年2月閲覧)。

²⁸ これらの指摘は、ベトナムに関して既になされている。松尾弘「2015年ベトナム民法と財産登記制度の課題」ICD NEWS69号79頁(2016)参照。

た場合に、建物の建替えなどが自由に行えるのかどうかについても不明である。両者が日本のように独立不動産として扱われるのであれば、例えば、第一に設定の場面でも双方を切り離して把握することができ、第二に登記も分けて管理することも可能である。一体不動産ととらえると、民法典草案では地上権が新たに設けられたことから、建物所有目的の地上権について、建物を建築した場合には、どのように対応すべきかさらなる処理が必要となろう。この土地と建物の関係については、「法的に」それをどのように規律していくかは今後の大きな課題になるといえる。

4. 3 用益物権と物権概念の意義

民法典草案では、地役権と地上権とが新たに導入されることとなった。これにより、先ほどの4. 2で確認した、建物所有等に関する地上権自体、および建物自体の登記についてもどのように処理されるのか不明な点が残っている。これについて、地役権および地上権は、2019年土地法の中でその登記ができるよう改正がなされた（同法 142 条）。その細かな手続き等については、現在も議論が続けられている。しかし、建物については議論がなされているものの、まだ明確な規律がなされるかどうか不明な状態である。

さらに、ここで「物権」という用語を使っているが、その概念自体もラオスの中に取り込まれるべきかについては、さらなる検討が必要とされる。この点に関しても、2015年ベトナム民法典の議論が参考となる。ベトナムもラオスと同じくフランス植民地時代があったことから、フランス法の影響を大きく受けており、物権と債権といった法概念をそもそも有してはいない。しかし、同法典で、「財産に対するその他の権利」という見出しの下、物権の意義を持つ規定が導入されることとなった²⁹。ただし、「物権」という用語自体には反論が多く、採用されていない。この点、「物権・債権という法概念の名称が重要なのではなく、物権や債権がどのような権利として構成され、ある権利が物権であるか債権であるかによって、どのように異なる法的処理が予定されているのかを明確にしておくことが重要」との解説がなされている³⁰。このような視点から、用語の取入れ自体を急ぐ必要はないかもしれないが、ここで大事になってくるのは、物権として把握すると、その権限の強さから必要とされる物権法定主義の理念がどこまで貫徹されているのかであるといえる。

4. 4 不動産担保

不動産の担保についても、様々な問題がありうるが、ここではいくつかの指摘にとどめておく。第一に、抵当に関しては書類の引渡し実務の変更が必要である。しかし、これが即時に行われるとは考えられない。実際に、首相令での登記に関する規定があるにもかかわらず実践されていないことから明確である。第二に、物の価額の評価方法、二番抵当を設定する際に、

²⁹ 松本・前掲注(26)32頁以下。

³⁰ JICA・前掲注(27)15頁。

価額に上限を設けている点が本当に必要かどうかをさらに検討する必要がある³¹。

5 おわりに

以上のように、各国とも独自の慣習や法・社会状況に特有の事情が存在する。それゆえ、単純に各国についての制度的な矛盾や支援内容について批判をすることや、自国の制度から他国を安易に分析・把握・支援等をする事は、その社会の重要な背景を見落とすことになる。所有権法制などもそのような経緯があり、複雑な法制があるといえる³²。しかし、ラオスのように経済発展にともない、これまでの社会・慣習との乖離をどのように調整するのかという点を踏まえつつも、国際的取引や外国企業の参入などが相次ぐことから、ラオスの実情を踏まえた法制度を作り出し、理解することが重要であろう。また、ラオス政府およびラオスの人々が土地についてどのような考え方をもち、かつ、今後どのような政策をとるかを知ることで、日本による投資だけでなく、日本にいるラオスの人々の生活状況を分析する一助にもなるであろう。

参考文献

- ・東智美（2016年）『ラオス焼畑民の暮らしと土地政策—「森」と「農地」は分けられるのか』風響社
- ・角紀代恵（2010年）「ベトナム 2005年民法」ジュリスト 1406号 87頁以下
- ・菊池洋子、鈴木玲子、阿部健一編著（2010年）『ラオスを知るための60講』明石書店
- ・塚原正典（2018年）「2015年ベトナム民法典の解釈・施行の現状」ICD NEWS74号 41頁以下
- ・野澤正充「ラオスの契約法と日本民法（債権法）の改正」小野秀誠・滝沢昌彦・小粥太郎・角田美穂子編（2012年）『松本恒雄先生還暦記念・民事法の現在的課題』商事法務、951頁以下
- ・野村豊弘・青木清・大村敦志・鈴木賢（2010年）「アジアの民法—その比較法的意義と特色」ジュリスト 1406号 4頁以下
- ・松尾弘（2010年）「ラオスと日本の新たな法整備協力の意義と課題」ICD NEWS44号 54頁以下
- ・松尾弘（2012年）『民法改正を読む—改正論から学ぶ民法』慶應義塾大学出版会
- ・松尾弘（2012年）「民法学と開発法学」小野秀誠・滝沢昌彦・小粥太郎・角田美穂子編（2012

³¹ 問題提起の一環として、入江・前掲注(18)89頁以下参照。

³² 同様の指摘は、拙稿「アジアにおける日本の法整備支援とその課題—民法作成支援の視点から見える問題—」金子由芳編『アジアの市場経済化と民事法』97頁（神戸大学出版会、2019）。なお、ドイツにおいて、物権法・家族法に関してドイツでは、統一的立法を当初は除外していたことを指摘するものとして、田中英夫ほか編『外国法の調べ方』175頁（東京大学出版会、1974）。

年)『松本恒雄先生還暦記念・民事法の現代的課題』商事法務、969頁以下

- ・松尾弘(2013年)「ラオスにおける民法の発展」アジア法学会、161頁以下
- ・丸山毅(2004年)「各国法整備支援の状況・ベトナム」ICD NEWS 第16号4頁以下
- ・森島昭夫(2006年)「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」ICDNEWS27号16頁以下
- ・森永太郎(2008年)「特集各国法整備支援の状況(ベトナム)」ICD NEWS37号6頁以下
- ・安田信之(1996年)『ASEAN法』日本評論社

(本研究は、Smart&human 研究助成および JSPS 科研費 19H01405 の助成を受けたものである。)